

福岡県知的財産支援センターでは、平成18年度より福岡県内の中小企業を対象に知財に関する基礎知識の普及啓発を目的として、「知的財産権実務者育成セミナー」を開催しています。全9回にわたりセミナーの講義テーマに沿った事業経営に役立つ知財活用事例を専門家の方々に紹介していただきます。なお、本セミナーは日本弁理士会九州会、弁護士知財ネット九州沖縄地域会のご協力を頂いています。

※新型コロナウイルス感染症対策のため本年度の「知的財産権実務者育成セミナー」は中止になりました。

知財活用事例 No.5 ～商品デザインをビジネスに活かす～

超立体マスク 《マスクに革命をもたらしたデザイン》 意匠登録第0972250号

コロナ禍で日常的にマスクを着用するようになりました。鼻から顎にかけて盛り上がった形状の立体型マスクを愛用されている人も多いのではないのでしょうか？

種々の立体型マスクが販売されていますが、2000年代に入るまでは平面的な構造の平型マスクが一般的でした。ユニ・チャーム株式会社は立体型マスクのデザインについて意匠権を取得し、2003年に「ユニ・チャーム超立体マスク」を発売しました。

機能性の高さや日経BPデザイン賞を受賞したデザイン性が評価されてヒット商品となっています(日本弁理士会発行「ヒット商品はこうして生まれた!」参照)。

デザイン性の良い商品の売れ行きが好調になると、そのデザインを模倣した後発商品が次々に発売され、利益の減少につながるおそれがあります。このような事態を防止するのに意匠権は役立ちます。知的財産権というと特許権や商標権をイメージされるかもしれませんが、意匠権も知的財産権の1つです。意匠権は視覚を通じて把握できる意匠を保護する権利です。模倣を発見しやすいため他者への牽制効果が高く、模倣の防止につながります。



出典：ユニ・チャーム株式会社のHP

我国に意匠の保護制度が創設されて約130年が経過し、近年ではデザインが生み出す付加価値をブランド構築等に活用する企業が増えてきました。デザインをビジネスに活かしやすくするために、今年4月に意匠法が改正されました。過去にも意匠法は改正されていますが、今回は明治以来の大改正といわれています。

改正の主なポイントは3つあります。1つ目は「保護対象となる意匠の拡充」です。従来、意匠法で保護される意匠は「物品(=有体物である動産)の形状や色彩など」に限られていましたが、「画像」「建築物」のデザインも保護対象になりました。保護対象が拡充されたことにより、ICTビジネスの活性化や店舗デザインによるブランド構築への活用が期待されています。

2つ目は「関連意匠制度の拡充」です。関連意匠制度とは、同一コンセプトの意匠群を保護する制度です。上述した「ユニ・チャーム超立体マスク」の改良製品でも関連意匠制度が活用されています。関連意匠制度を利用する場合、同一コンセプトの意匠群を制限期間内に意匠登録出願しなければなりません。

この制限期間は従来8ヶ月程度でしたが10年に大幅緩和されました。この改正により、商品デザインを長期的に進化させつつ、一貫したデザインコンセプトによって独自ブランドを構築しやすくなると考えられます。

3つ目は「意匠権の存続期間の延長」です。「意匠権の設定登録の日から20年」から「意匠登録出願の日から25年」に存続期間の終期が変更されました。意匠登録出願から意匠権の設定登録までに半年から1年程度かかることを考えれば、実質的には存続期間が4年から4年半程度延長されたこととなります。

今回の意匠法改正によりデザインをビジネスに活かしやすい環境が整いました。自社のビジネスへの意匠権の活用をご検討ください。



ユニ・チャーム株式会社の関連意匠の例

弁理士 坪内 寛 (つぼうち ひろし)

UniBridge 知財コンサルティング事務所所属

～知的財産の活用に関する「オーダーメイドのサポート」を「必要に応じて必要なだけ」提供しています～

住所：福岡市中央区天神 1-9-17 福岡天神フコク生命ビル 15 階 URL：<https://www.unibridge-ip.com/>

(お問い合わせ) 知的財産支援センター TEL：092-622-0035